

下級裁判所事務処理規則第 19 条の規定に基づき、下記のとおり応急の措置を講ずる。

令和 8 年 2 月 3 日

さいたま家庭裁判所長

記

さいたま家庭裁判所の令和 8 年度における裁判官の配置及び裁判事務の分配等に関する規程（令和 7 年さいたま家庭裁判所規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

- 1 第 3 条第 1 項中、第 1 順位「加藤 学」を「瀬戸 啓子」に、第 2 順位「瀬戸 啓子」を「佐藤 晋一郎」にそれぞれ改める。
- 2 別紙第 1 を別紙のように改める。

附 則

この応急の措置は令和 8 年 2 月 6 日から施行する。

(別紙)

(別紙第1)

さいたま家庭裁判所 (本庁)

1 さいたま家庭裁判所本庁に家事部及び少年部を置く。

2 裁判官の配置

所長	判事	高山	光明
家事部	判事(総括)	瀬戸	啓子
	判事	渡辺	力
	判事	青木	裕史
	判事	瀬戸	さやか
	判事	西野	光子
	判事	鈴木	秀雄
	判事	餘多分	亜紀
	判事	舘野	俊彦
少年部	判事	村井	みわ子
	判事(総括)	佐藤	晋一郎
	判事	吉田	勝栄
	判事	岸野	康隆

3 裁判事務の分配

事		務	分配率	担当裁判官
家事事件及び人事訴訟事件				
家事部	合議	合議事件(越谷支部及び久喜出張所の裁判官に対する除斥、忌避申立事件を含む。)		瀬戸 啓子 渡辺 力 青木 裕史 瀬戸 さやか 西野 光子 鈴木 秀雄 吉田 勝栄 餘多分 亜紀 舘野 俊彦 村井 みわ子
	第1係	(ア) 家事審判事件 (審判前の保全処分を含む。) a 家事事件手続法(以下「家事法」という。)別表第1事件(成年後見等に関する事件(1項ないし54項))、不在者財産管理に関する事件(55項)、失踪宣告に関する事件(56項、57項)、子に関する特別	5分の1	西野 光子

<p>代理人の選任に関する事件（65項）、親権喪失に関する事件（67項ないし69項）、未成年後見等に関する事件（70項ないし83項）、相続の承認及び放棄に関する事件（90項ないし98項）、相続人の不存在に関する事件（99項ないし101項）、遺言書の検認事件（103項）、任意後見契約法に関する事件（111項ないし121項）、氏又は名の変更に関する事件（122項）、児童福祉法28条事件（127項、128項）、同法33条事件（128の2項）及び即日審判事件を除く家事法別表第1事件</p>	
<p>b 家事法別表第1事件（不在者財産管理に関する事件（55項））</p>	13分の2
<p>c 家事法別表第1事件（子に関する特別代理人の選任に関する事件（65項））</p>	13分の2
<p>d 家事法別表第1事件（親権喪失等に関する事件（67項ないし69項））</p>	5分の1
<p>e 家事法別表第1事件（相続の承認又は放棄に関する事件（90項ないし98項））</p>	6分の1
<p>f 家事法別表第1事件（相続人の不存在に関する事件（99項ないし101項））</p>	12分の2
<p>g 家事法別表第1事件（遺言書の検認事件（103項））</p>	6分の1
<p>h 家事法別表第1事件（氏又は名の変更に関する事件（122項））</p>	6分の1
<p>i 家事法別表第1事件（児童福祉法28条事件（127項、128項））</p>	5分の1
<p>j 家事法別表第1事件（児童福祉法33条事件（128の2項））</p>	5分の1
<p>k 家事法別表第2事件</p>	21分の4

	<p>1 即日審判事件(*)</p> <p>(イ) 家事調停事件 (審判前の保全処分を含む。)</p> <p>a 家事法別表第2事件 2 1分の4</p> <p>b 家事法277条事件 2 1分の4</p> <p>c その他の事件 2 1分の4</p> <p>(ウ) 人事訴訟の本案係属前の保全命令事件 7分の1</p> <p>(エ) 履行勧告事件(*)</p> <p>(オ) 共助事件(テレビ会議システム又は電話会議システムを利用するもの及び人訴共助事件を除く) 5分の1</p> <p>(カ) 人事訴訟事件(関連事件を含む。)並びに民事執行法に定める訴訟事件及びその執行停止事件を除くその他の事件 5分の1</p>		
第2係	<p>(ア) 家事審判事件 (審判前の保全処分を含む。)</p> <p>a 家事法別表第1事件(成年後見等に関する事件(1項ないし54項)、不在者財産管理に関する事件(55項)、失踪宣告に関する事件(56項及び57項)、子に関する特別代理人選任に関する事件(65項)、親権喪失等に関する事件(67項ないし69項)、未成年後見等に関する事件(70項ないし83項)、相続の承認及び放棄に関する事件(90項ないし98項)、相続人の不存在に関する事件(99項ないし101項)、遺言書の検認事件(103項)、任意後見契約法に関する事件(111項ないし121項)、氏又は名の変更に関する事件(122項)、児童福祉法28条事件(127項、128項)、同法33条事件(128の2項)及び即日審判事件を除く家事法別表第1事件</p>	5分の1	餘多分 匝 紀

b 家事法別表第1事件（不在者の財産管理に関する事件（55項））	13分の2
c 家事法別表第1事件（子に関する特別代理人選任に関する事件（65項））	13分の2
d 家事法別表第1事件（親権喪失等に関する事件（67項ないし69項））	5分の1
e 家事法別表第1事件相続の承認又は放棄に関する事件（90項ないし98項）	6分の1
f 家事法別表第1事件（相続人の不存在に関する事件（99項ないし101項））	12分の2
g 家事法別表第1事件（遺言書の検認事件（103項））	6分の1
h 家事法別表第1事件（氏又は名の変更に関する事件（122項））	6分の1
i 家事法別表第1事件（児童福祉法28条事件（127項、128項））	5分の1
j 家事法別表第1事件（児童福祉法33条事件（128の2項））	5分の1
k 家事法別表第2事件	21分の4
l 即日審判事件（*）	
(イ) 家事調停事件 （審判前の保全処分を含む。）	
a 家事法別表第2事件	21分の4
b 家事法277条事件	21分の4
c その他の事件	21分の4
(ウ) 人事訴訟の本案係属前の保全命令事件	7分の1
(エ) 履行勧告事件（*）	
(オ) 共助事件（テレビ会議システム又は電話会議システムを利用するもの及び人訴共助事件を除く）	5分の1
(カ) 人事訴訟事件（関連事件を含む）	5分の1



	<p>1項)</p> <p>g 家事法別表第1事件(遺言書の検認事件(103項)) 6分の1</p> <p>h 家事法別表第1事件(氏又は名の変更に関する事件(122項)) 6分の1</p> <p>i 家事法別表第1事件(児童福祉法28条事件(127項、128項)) 5分の1</p> <p>j 家事法別表第1事件(児童福祉法33条事件(128の2項)) 5分の1</p> <p>k 家事法別表第2事件 21分の4</p> <p>l 即日審判事件(*)</p> <p>(イ) 家事調停事件 (審判前の保全処分を含む。)</p> <p>a 家事法別表第2事件 21分の4</p> <p>b 家事法277条事件 21分の4</p> <p>c その他の事件 21分の4</p> <p>(ウ) 人事訴訟の本案係属前の保全命令事件 7分の1</p> <p>(エ) 履行勧告事件(*)</p> <p>(オ) 共助事件(テレビ会議システム又は電話会議システムを利用するもの及び人訴共助事件を除く) 5分の1</p> <p>(カ) 人事訴訟事件(関連事件を含む。)並びに民事執行法に定める訴訟事件及びその執行停止事件を除くその他の事件 5分の1</p>		
第4係	<p>(ア) 家事審判事件</p> <p>a 家事法別表第1事件(不在者財産管理に関する事件(55項)) 13分の1</p> <p>b 家事法別表第1事件(失踪宣告に関する事件(56項)) 5分の1</p> <p>c 家事法別表第1事件(子に関する特別代理人の選任に関する事件(65項)) 13分の1</p> <p>(イ) 共助事件(テレビ会議システム又は電話会議システムを利用するもの) 2分の1</p>		高山光明
第5係	(ア) 家事審判事件		館野俊彦

	<p>(審判前の保全処分を含む。)</p> <p>a 家事法別表第1事件(成年後見等に関する事件(1項ないし54項))、未成年後見等に関する事件(70項ないし83項)、任意後見契約法に関する事件(111項ないし121項)</p> <p>b 家事法別表第1事件(上記aの担当事件にかかる被後見人等死亡後の相続財産管理に関する事件(89項))</p> <p>(イ) 人事訴訟事件</p> <p>a 本案事件</p> <p>b 人事訴訟の本案係属前の保全命令事件</p> <p>c 本案係属後の担当事件にかかる保全命令事件</p> <p>d 保全異議、保全取消事件</p> <p>e 訴え提起前の証拠収集処分、証拠保全事件</p> <p>f 共助事件(テレビ会議システム又は電話会議システムを利用するものを除く)</p> <p>g 履行勧告事件(*)</p> <p>(ウ) 民事執行法に定める訴訟事件及びその執行停止事件</p>	<p>20分の6</p> <p>20分の7</p> <p>7分の1</p> <p>2分の1</p> <p>2分の1</p> <p>3分の1</p> <p>3分の1</p>	
第6係	<p>(ア) 家事審判事件</p> <p>(審判前の保全処分を含む。)</p> <p>a 家事法別表第1事件(成年後見等に関する事件(1項ないし54項))、未成年後見等に関する事件(70項ないし83項)、任意後見契約法に関する事件(111項ないし121項)</p> <p>b 家事法別表第1事件(上記aの担当事件にかかる被後見人等死亡後の相続財産管理に関する事件(89項))</p>	<p>20分の6</p>	瀬戸 さやか

	(イ) 人事訴訟事件 a 本案事件 b 人事訴訟の本案係属前の保全命令事件 c 本案係属後の担当事件にかかる保全命令事件 d 保全異議、保全取消事件 e 訴え提起前の証拠収集処分、証拠保全事件 f 共助事件（テレビ会議システム又は電話会議システムを利用するものを除く） g 履行勧告事件（*） (ウ) 民事執行法に定める訴訟事件及びその執行停止事件	20分の7 7分の1 2分の1 2分の1 3分の1 3分の1	
第7係	(ア) 家事審判事件 （審判前の保全処分を含む。） a 家事法別表第1事件（不在者財産管理に関する事件（55項）） b 家事法別表第1事件失踪宣告に関する事件（56項） c 家事法別表第1事件（子に関する特別代理人選任に関する事件（65項）） d 家事法別表第1事件（相続人の不存在に関する事件（99項ないし101項）） e 家事法別表第1事件（成年後見等に関する事件（1項ないし54項）、未成年後見等に関する事件（70項ないし83項）、任意後見契約法に関する事件（111項ないし121項）） f 家事法別表第1事件（上記dの担当事件にかかる被後見人等死亡後の相続財産管理に関する事件（89項）） g 家事法別表第2事件	13分の1 5分の2 13分の1 12分の1 20分の4 21分の1	瀬戸啓子

	(イ) 家事調停事件 (審判前の保全処分を含む。) a 家事法別表第2事件 b 家事法277条事件 c その他の事件 (ウ) 履行勧告事件(*) (エ) 共助事件(テレビ会議システム 又は電話会議システムを利用するもの)	21分の1 21分の1 21分の1 2分の1	
第8係	(ア) 家事審判事件 (審判前の保全処分を含む。) a 家事法別表第1事件(成年後見等 に関する事件(1項ないし54項) )、不在者財産管理に関する事件(5 5項)、失踪宣告に関する事件 (56項及び57項)、子に関する特 別代理人選任に関する事件(65項) 、親権喪失等に関する事件(67項な いし69項)、未成年後見等に に関する事件(70項ないし83項 )、相続の承認及び放棄に関する事 件(90項ないし98項)、相続人の 不存在に関する事件(99項ないし 101項)、遺言書の検認事件 (103項)、任意後見契約法に関 する事件(111項ないし121項) 、氏又は名の変更に関する事件(1 22項)、児童福祉法28条事件 (127項、128項)、同法33 条事件(128の2項)及び即日審 判事件を除く家事法別表第1事件 b 家事法別表第1事件(不在者の財産 管理に関する事件(55項)) c 家事法別表第1事件(子に関する 特別代理人選任に関する事件(65 項)) d 家事法別表第1事件(親権喪失等 に関する事件(67項ないし69項 ))	5分の1 13分の2 13分の2 5分の1	村井みわ子

	e 家事法別表第1事件（相続の承認又は放棄に関する事件（90項ないし98項））	6分の1	
	f 家事法別表第1事件（相続人の不在に関する事件（99項ないし101項））	12分の2	
	g 家事法別表第1事件（遺言書の検認事件（103項））	6分の1	
	h 家事法別表第1事件（氏又は名の変更に関する事件（122項））	6分の1	
	i 家事法別表第1事件（児童福祉法28条事件（127項、128項））	5分の1	
	j 家事法別表第1事件（児童福祉法33条事件（128の2項））	5分の1	
	k 家事法別表第2事件	21分の4	
	l 即日審判事件（*）		
	(イ) 家事調停事件 （審判前の保全処分を含む。）		
	a 家事法別表第2事件	21分の4	
	b 家事法277条事件	21分の4	
	c その他の事件	21分の4	
	(ウ) 人事訴訟の本案係属前の保全命令事件	7分の1	
	(エ) 履行勧告事件（*）		
	(オ) 共助事件（テレビ会議システム又は電話会議システムを利用するもの及び人訴共助事件を除く）	5分の1	
	(カ) 人事訴訟事件（関連事件を含む。）並びに民事執行法に定める訴訟事件及びその執行停止事件を除くその他の事件	5分の1	
第9係	(ア) 人事訴訟		吉田勝栄
	a 本案事件	20分の6	
	b 本案係属後の担当事件にかかる保全命令事件		
	c 共助事件（テレビ会議システム又	3分の1	



<p>(56項及び57項)、子に関する特別代理人選任に関する事件(65項)、親権喪失等に関する事件(67項ないし69項)、未成年後見等に関する事件(70項ないし83項)、相続の承認及び放棄に関する事件(90項ないし98項)、相続人の不存在に関する事件(99項ないし101項)、遺言書の検認事件(103項)、任意後見契約法に関する事件(111項ないし121項)、氏又は名の変更に関する事件(122項)、児童福祉法28条事件(127項、128項)、同法33条事件(128の2項)及び即日審判事件を除く家事法別表第1事件</p>	
<p>b 家事法別表第1事件(不在者の財産管理に関する事件(55項))</p>	<p>13分の2</p>
<p>c 家事法別表第1事件(子に関する特別代理人選任に関する事件(65項))</p>	<p>13分の2</p>
<p>d 家事法別表第1事件(親権喪失等に関する事件(67項ないし69項))</p>	<p>5分の1</p>
<p>e 家事法別表第1事件(相続の承認又は放棄に関する事件(90項ないし98項))</p>	<p>6分の1</p>
<p>f 家事法別表第1事件(相続人の不存在に関する事件(99項ないし101項))</p>	<p>12分の2</p>
<p>g 家事法別表第1事件(遺言書の検認事件(103項))</p>	<p>6分の1</p>
<p>h 家事法別表第1事件(氏又は名の変更に関する事件(122項))</p>	<p>6分の1</p>
<p>i 家事法別表第1事件(児童福祉法28条事件(127項、128項))</p>	<p>5分の1</p>
<p>j 家事法別表第1事件(児童福祉法33条事件(128の2項))</p>	<p>5分の1</p>



		b 簡易送致事件 c 年迫事件及び簡易送致事件を除く、その他の事件	27分の10	
		イ 強制的措置許可申請事件	2分の1	
		ウ 準少年保護事件	5分の2	
		エ その他の事件	3分の1	
第3係	ア	一般保護事件及び道路交通法違反等保護事件 (ア) 身柄事件 (イ) 在宅事件 a 年迫事件 b 簡易送致事件 c 年迫事件及び簡易送致事件を除く、その他の事件	2分の1 27分の7	吉田勝栄
		イ 強制的措置許可申請事件	5分の1	
		ウ 準少年保護事件	3分の1	
		エ その他の事件		
観護措置				
少年部に配置の裁判官が協議により定める順序で担当する。				

\* 即日審判事件は、子の氏の変更許可申立事件（家事法別表第1事件60項）

\* 履行勧告事件は、調停・審判・附帯処分（人訴）を担当した係に配てんする。担当係が4係又は10係の場合は11係に、担当係の特定が困難な場合は7係に配てんする。

\* 道路交通法違反等保護事件は、道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件を指す。

ア 担当裁判官に対する事件の分配は、上記の比率に従い受理の順序による。ただし、現に係属中の前件がある事件を受理したときは、これを前件を担当する裁判官に分配する。

イ 差戻事件は、アの担当裁判官に対する事件の分配の比率に従い、原裁判をした裁判官以外の裁判官に分配する。

ウ 再審事件は、原裁判をした合議体又は係に分配する。

エ 執務時間外における観護措置（川越支部並びに原則として1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの期間の熊谷支部の事件を含む。ただし、異議申立事件を除く。）は、毎月あらかじめ所長が定める当番表により、所長を除く全裁判官及びさいたま地方裁判所裁判官であってさいたま家庭裁判所裁判官を兼務する者（越谷支部及び川越支部の裁判官を含む。）がこれを担当する。

オ 担当裁判官に対する事件の分配順序は上記を原則とするほか、裁判官の協

議により変更することができる。

#### 4 裁判事務の代理順序等

##### ア 合議体

合議体の構成員に差し支えがあり合議体を構成することができないときは、他の部の裁判官の協議により定める裁判官がこれを代理する。

なお、差し支えのあるときは、さいたま地方裁判所裁判官であってさいたま家庭裁判所裁判官を兼務する裁判官のうち所長の指名する裁判官がこれを代理する。

合議に付した少年事件について執務時間外に観護措置の必要が生じた場合であって、合議体の構成員全員に差し支えのあるときは、前二文の規定にかかわらず、毎月あらかじめ所長が定める当番表により、所長を除く全裁判官及びさいたま地方裁判所裁判官であってさいたま家庭裁判所裁判官を兼務する者がこれを代理し、少年法17条10項により観護措置を担当する。

##### イ 単独体

担当裁判官に差し支えのあるときは、その部の他の裁判官の協議により定める裁判官がこれを代理する。

なお、差し支えのあるときは、他の部の裁判官の協議により定める裁判官がこれを代理し、これによることができないときは、さいたま地方裁判所裁判官であってさいたま家庭裁判所裁判官を兼務する裁判官のうち所長の指名する裁判官がこれを代理する。

また、係属中の事件については、事務分配の変更が生じた場合でも、その部の裁判官の協議により、変更前の担当裁判官が引き続きその事件を担当することができる。

係属中の少年事件について、執務時間外に観護措置の必要が生じた場合であって、担当する裁判官に差し支えのあるときは、前三文の規定にかかわらず、毎月あらかじめ所長が定める当番表により、所長を除く全裁判官及びさいたま地方裁判所裁判官であってさいたま家庭裁判所裁判官を兼務する者がこれを代理する。

## 5 開廷日割

	月	火	水	木	金
高山					
瀬戸（啓）			家事調停	家事調停	家事審判
渡辺		家事調停	家事審判	家事調停	家事調停
青木					
瀬戸（さ）		人事訴訟	人事訴訟	人事訴訟	
西野	家事調停		家事調停	家事審判	家事調停 (瀬戸調停官)
餘多分	家事調停 (渡辺調停官)	家事調停	家事審判		家事調停
館野	人事訴訟	人事訴訟			人事訴訟
鈴木	家事審判	家事調停 (角谷調停官)	家事調停	家事調停	
村井	家事調停	家事審判	家事調停	家事調停 (漆原調停官)	
佐藤	少年審判		少年審判	少年審判	
吉田	少年審判	人事訴訟	少年審判	人事訴訟	少年審判
岸野		少年審判		少年審判	少年審判

第4係(高山)及び第10係(青木)は随時開廷。